

全建事発第 116 号

令和 8 年 2 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会長 今井雅則

〔公印省略〕

### 建設業法施行規則等の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、経営事項審査において、持続可能な建設業の実現に向けた「担い手の育成・確保」や地域の守り手としての「災害対応力の強化」の取組を適正に評価するとともに、事務効率化のための審査項目の見直しを行うため、「建設業法施行規則」、「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件」の一部が改正され、公布されました。

それに伴い、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」についても一部改正されました（施行日：令和 8 年 7 月 1 日）。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文及び添付書類（別添 1 - 1 ~ 3 - 3）

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp